

### 1 3. 複数の構成物を含む一の物品の意匠の場合

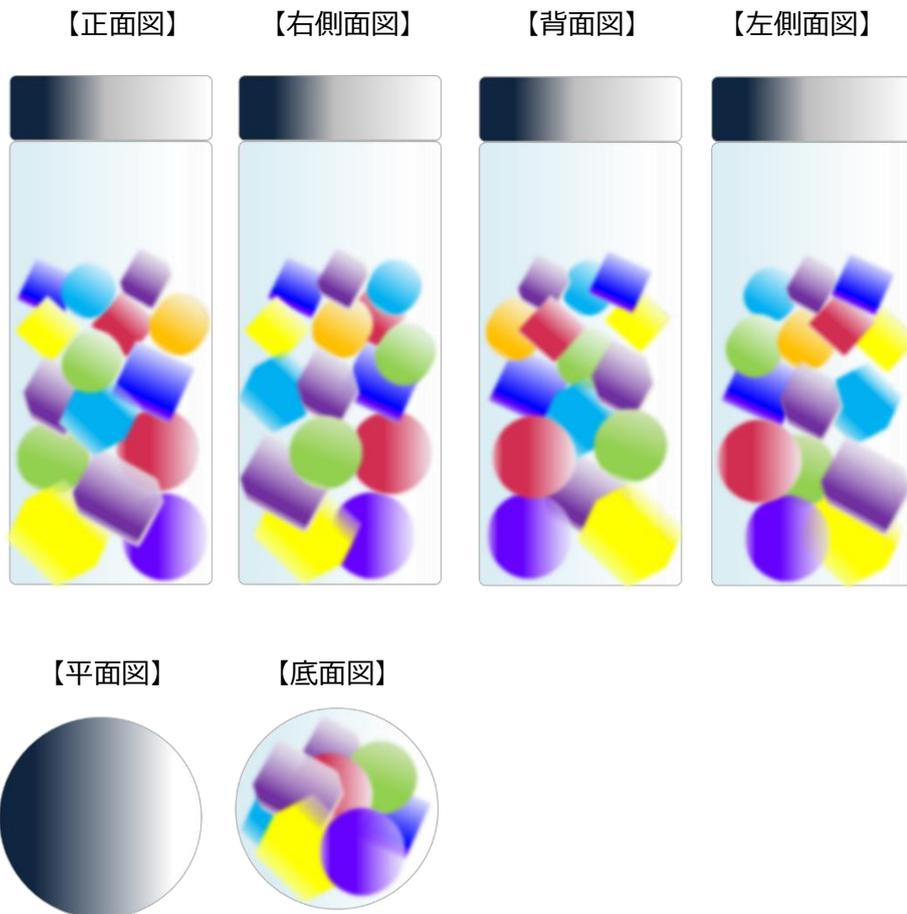
図面等において、意匠に係る物品等が複数の構成物により表され、複数の構成物において一の特定の用途及び機能を果たすための結びつきが何ら認められない場合は、二以上の物品等と判断されます。ただし、社会通念上一体的に流通がなされ得るものであり、かつ、全ての構成物が形状等の密接な関連性を持って一体的に創作がなされている場合は、一の物品等であると判断されます。（意匠審査基準 第Ⅱ部第2章 2.1「二以上の物品等を表したものであるか否かの判断」参照）

一の物品等と判断されるものの図面等の記載例を以下に示します。

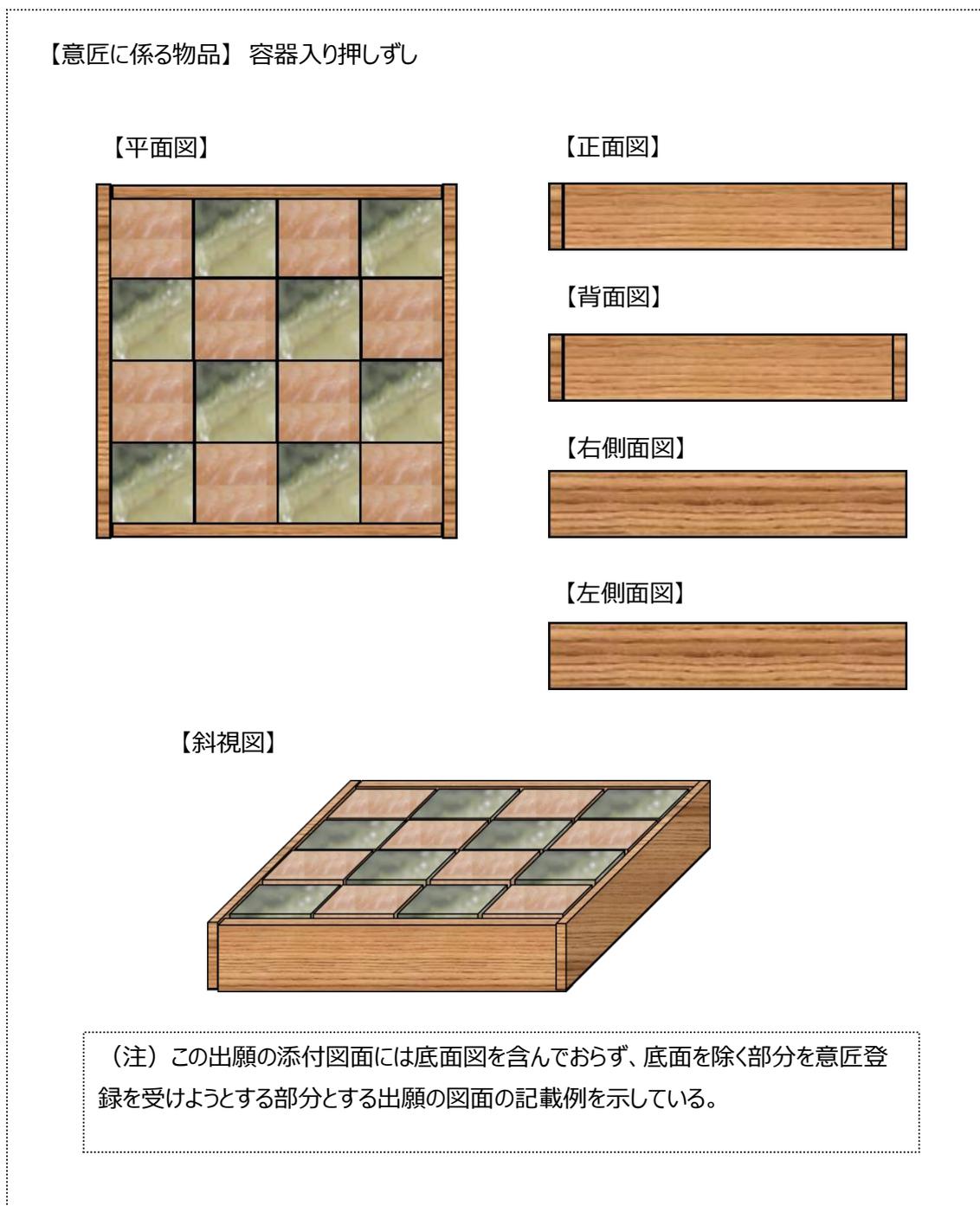
〔図 3.13-1〕 容器と飲料を表した記載例

【意匠に係る物品】 容器入り飲料

【意匠の説明】 蓋を除く容器本体は透明である。正面図、背面図、平面図、底面図、左側面図及び右側面図に表された濃淡は、いずれも立体表面の形状を特定するためのものである。



〔図 3.13-2〕 容器と食品を表した記載例



なお、複数の構成物を含む一の意匠について出願する場合は、【意匠に係る物品】の欄には、当該意匠の創作の内容や、全体の美感に与える影響が大きい構成物に重きをおいた記載とします。例えば、図 3.13-1 の例では、内部の飲料の方に重きがおかれた記載となっていますが、反対に、外部の包装用容器の方に重きをおいた記載とする場合は、「飲料入り包装用容器」等と記載します。